

○喫煙等禁止場所について

昭和59年10月1日

笠消告示第12号

改正 平成 4年 4月 1日告示第11号

平成26年11月25日告示第 7号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和55年笠岡地区消防組合条例第2号）第29条第1項の規定に基づく喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を次のように指定する。

1 喫煙、裸火の使用並びに危険物品の持込みをしてはならない場所

(1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

(2) 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。）

(3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（延べ面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の売場及び通常顧客が出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）

(5) 屋内展示場の展示部分

(6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）、笠岡市文化財保護条例（昭和30年笠岡市教委条例第31号）、浅口市文化財保護条例（平成18年浅口市条例第103号）及び里庄町文化財保護条例（平成12年里庄町条例第11号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の公衆の出入りする部分。ただし、前項(1)、(2)、(3)に掲げる場所を除く。

附 則（平成26年11月25日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。